

令和3年3月18日

経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ
電力安全課長 田上 博道 殿
原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ
安全規制管理官 武山 松次 殿

四国電力株式会社
常務執行役員 原子力本部
原子力部長 XXXXXXXXXX

「主任技術者選任又は解任届出書」の提出不備について（報告）

伊方発電所における主任技術者の選任又は解任届出書の不備について、一連の経緯と再発防止策をとりまとめましたので、以下のとおり報告いたします。

今回の事案を深く反省し、同様な事案を起こさないよう、今後とも引き続き伊方発電所の適切な運営管理に努める所存でありますので、よろしくお取り計らいのほどをお願い申し上げます。

1. 不備の内容

伊方発電所における電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者について、電気事業法第43条第3項に定める「主任技術者選任又は解任届出書」の届出がなされていなかった。

伊方発電所における「主任技術者選任又は解任届出書」（令和2年3月1日付選解任）

- ① 第1種電気主任技術者の選任および解任の届出
- ② 第1種ボイラー・タービン主任技術者の選任および解任の届出

2. 原因

人事異動に伴う主任技術者の選解任において、社内での選解任手続きは実施していたが、電気事業法に基づく届出についての確認ができていなかった。

3. 再発防止策

今回の不備は、原子力部門と人事担当個所双方のチェックが不十分であったために生じたものであり、その再発防止策として、当該主任技術者の届出等の管理は原子力部門にて一元管理するよう社内規定を改定するとともに、届出に関する事項を年度計画に取り込み、統合型保修管理システム（EAM）を活用して計画漏れがないようチェックする仕組みを導入することで、万全を期すこととする。

以上